

2020年10月30日

全国港湾20 発第26号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 柏木公廣



RTG遠隔操作事業に係る中央合意にもとづく今後の取り組みに関する指示

既報のとおり、10月29日(木)に開催した「港湾の自動化・機械化に関する労使協議会」は、国交省の行うRTG遠隔化操作事業に係る課題について協議を行い、別添の通りの「港湾におけるRTGの遠隔操作化に関する確認書」に合意した。

については、各単組・地区港湾は、本確認書に基づき地区労使並びに関係企業内労使協議を行い、雇用と職域を確保するための協議と確認書締結の取り組みを行うよう指示する。なお、中央での協議の際に行った確認事項も付すので、これに留意して取り組まれない。

また、10月30日に、確認書の本調印を行ったので、本書に添付する。

記

1. 各単組・地区港湾(本事業の対象となっている13港/13地区)は、次の取り組みを行うこと。なお、各単組は地区港湾の取り組み促進のための縦指示を取り組みこと。
 - (1) 関係するすべての地区の取り組み
 - ① 地区労使協議を申し入れ、当該港において「20年度の本事業に応募している企業(事業体)があるかどうか」を確認すること。
 - ② 中央での労使確認は、一種～七種及び関連職種までの全ての港湾運送事業及び港湾労働者を対象としたものであることを念頭に、労使協議を行うこと。
 - (2) 本事業に応募している企業(企業体)がある地区の取り組み(名古屋港を含む)
 - ① 応募書類「9. 関係者との調整状況」にどう記載したかを質し、未記載・不添付の場合は、中央確認書と地区労使協議の結果の関係書類を提出するよう求めること。この書類がない応募は「労使合意がない」と同義であり、応募要件の欠如となり認められないことを強く主張されたい。
 - ② 産別協定のターミナル作業基準の遵守・徹底を図るよう申し入れ、実行すること(確認書2項)。
 - ③ 地区労使確認書と関係企業内確認書を締結すること。
 - イ、地区労使確認書は、中央協定に準じたものとし、雇用と就労、将来にわたる人員減を行わない旨を明記すること。

ロ、地区確認書の締結者は以下の通りとする

- ・組合側：地区港湾議長・港運同盟地本委員長、及び当該企業内労組代表(支部・分会)とする。企業内とは元請・船内・沿岸・検数・検定・関連をいう。
- ・業側は、地区港運協会、及び当該事業予定港運事業者(元請・船内・沿岸・検数・検定・関連)

ハ、地区労使協議に対応して、当該関係労使(企業内労使)で地区確認書と同様の確認書を締結すること。

二、当該地区港湾及び地区港運協会は、労使協議(地区・企業内の両方)議事概要と地区労使確認書を中央(労使各々)に報告し、中央労使の協議と検証に付す取り組みを行うこと。したがって、地区確認書締結にあたっては、中央労使の検証の結果をもって合意することとし、そのために(仮)確認書とする。

ホ、本稼働の際には、「雇用の確保」をより具体的に担保するために詳細にわたる労使協議を行うこととし、稼働前には事前協議に付すことを確認すること。

(3) 事業に応募していない地区の取り組み

- ① 今後の見通し(応募するや否や)の情報共有をはかり、中央確認書を地区労使で確認し、仮に応募する場合は、中央確認書を前提に地区協議(上記(2)項③の内容)を行うことを確認する。
- ② 産別協定のターミナル作業基準の遵守・徹底を図るよう申し入れ、実行する。

2. 次の点に留意して取り組むこと

(1) 「港湾の自動化・機械化に関する労使協議会(10/29)」での確認事項は以下の通りであり、各単組・地区港湾の取り組みの前提として留意されたい。

- ① この確認書に基づき、各地区において(昨年度に応募している名古屋港を含む)同趣旨の確認書を締結すること。
- ② 地区での協議・確認書締結は、中央でもその中身を協議し検証していくこと。
- ③ 関係者間において疑義が生じた場合は必要に応じ協議することが確認書にうたわれており、これを実行するために、この労使協議会及びWGを残しておくこと。
- ③ この事業が本稼働するに当たっては、あらためて中央・地区において具体的な雇用保障についての協議を行うとともに、本稼働の際には事前協議を行うこと。

(2) 第3回中央執行委員会(港運同盟との合同会議)は、次の取り組み方針を確認しているので併せて留意されたい。

- ① 中央と地区が一体的に取り組みを進めることができるように、必要によって(中央・地区双方の要請も含め)、当該地区に全国港湾中央執行委員会がオルグに入り協議に参加することも含めて取り組む。
- ② 広島地区は、地区組織としての加盟はないが、地区協議会が事前協議などで活動しており、必要な連携を行い取り組の促進を図る。

以上

<添付> 港湾におけるRTGの遠隔操作化に関する確認書

港湾におけるRTGの遠隔操作化に関する確認書

一般社団法人日本港運協会と全国港湾労働組合連合会及び全日本港湾運輸労働組合同盟は、港湾におけるRTGの遠隔操作化が、港湾労働者の雇用と職域に深刻な影響を及ぼし得ることを共通認識とし、安定的な雇用環境の維持を目的として下記の通り確認書を締結する。

記

1. 我が国港湾の国際競争力を高め、港湾運送事業の発展を図るとともに、港湾労働者の雇用維持を図りながら働き方改革に対応するための一貫として遠隔操作によるRTG導入の必要性を確認した。
ただし、遠隔操作によるRTGを導入するにあたっては、港湾労働者の雇用に影響を及ぼさないよう最大限の配慮をする必要があるとの共通認識である。
2. この事業の導入にあたっては、現行の産別協定である作業基準協定におけるCY内での現業労働者の定数を基本に、各ターミナル毎の作業基準に基づく定数を履行する。
上記の定数を充足させるため、以下のような取り組みも考える。
 - (A) RTG以外のCYにおける業務においても港湾労働者を起用すること。
 - (B) CY業務以外、元請業務を含め港湾全域を視野に港湾労働者の雇用と職域を確保すること。
 - (C) 港頭地域における物流倉庫などにおける港湾運送事業の業務、ゲートやJIT修理等の港湾運送事業に前後する作業は、港湾労働者の職域として確立すること。

3. 以上各項に定める具体的な詳細については、各港・各地区の特性を充分考慮しつつ、当該作業導入予定者及び地区港運協会の責任において、本確認書に基づき地区労使協議を行い、雇用と就労についての対応方針を決定し、確認書を締結する。
また、その内容について中央労使に報告するとともに、中央労使は検証を行う。
4. 確認書締結者は、RTG遠隔操作化に対して港湾労働者の雇用と港運事業者の職域を確保する上記2項の施策を推進するために必要な港湾運送料金の確保、職域拡大を図るための法的措置を具体化すべく、国土交通省をはじめ関係行政に働きかけを行う。
5. 以上について、各当該関係者間に疑義が生じた場合には、必要に応じ中央労使間で協議助言の上、問題の解決に当たる。

以上

2020年10月29日

一般社団法人 日本港運協会
港湾の自動化・機械化に関する労使協議会
業側代表 田原 誠 

全国港湾労働組合連合会
港湾の自動化・機械化に関する労使協議会
労側代表 柏木 公廣 

全日本港湾運輸労働組合同盟
港湾の自動化・機械化に関する労使協議会
労側代表 日吉 正博 